

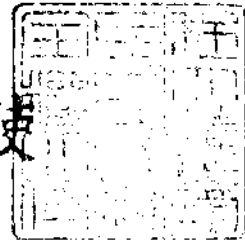
政第 117 号

昭和 11 年 10 月 27 日

外務大臣 殿

在 大 韓 民 國

金 山 大 使



在韓日本人遺骨の引取りについて

11月9日付貴信重地中1177号に因り

27日 菊田参事官より「<sup>書記官</sup> 菊田

東北亞州課長に對し本件申入れを行なわ

しめらる。先方は、先般の閣僚會議に

おけり合意あり、早急に上司に諮り、以上、何

分の回答とすべし旨約した趣旨であるので、

とくおえず、即報告する。



なお、この際 先方は、過日在京韓国大  
使館と近い提示された個別送還方式  
については、当面の問題解決策としてこれ  
を是入れる口吻を弄しつつも、一括送還と  
ための韓国側の基本的立場にはほつら  
り ~~ない~~ <sup>(一票と)</sup> ことと強調し、~~また~~ 韓国におけ  
る「宗親会」と縁故者と認めて責之れば、

殆んどのケースがカバーされることにな  
り、日本側の立場を何ら善なることはないと思われ  
るので、是非御検証願ひたい旨述べた

きり。